

## 確定申告用 介護保険料納付証明書の申請方法がわかります！

平成 20 年分の確定申告に提出する介護保険料納付証明書の交付申請の方法が、個人情報保護等の観点から下記のとおり変わりましたのでご注意ください。

- ★本人確認書類（代理人も同様）が必要です。  
（運転免許証、介護保険証、健康保険証、年金手帳、身体障害者手帳、パスポート、その他市町村で確認できるものを持参ください。）
- ★代理人の場合は委任状が必要です。  
（配偶者や同居親族が申請される場合は必要ありません。）
- ★印鑑（認印）をご持参ください。

**問合せ先** 保険環境課 医療介護保険係 ☎ 65-1097

## 後期高齢者医療保険料、国民健康保険税からのお知らせ

## 平成 21 年度から特別徴収（年金天引き）の方は、支払方法が「特別徴収（年金天引き）」と「口座振替」の選択制となります！

後期高齢者医療保険料、国民健康保険税につきましては、口座振替でお支払いをご希望される方は、下記の役場各担当窓口でお手続きください。

### 【手続きをする窓口】

- 後期高齢者医療保険料 → 保険環境課 医療介護保険係（6 番窓口）  
国民健康保険税 → 税務課 税務係（5 番窓口）

平成 21 年 1 月 26 日（月）までにお手続きいただくと、平成 21 年 4 月支払分の年金天引きによる保険料や保険税の支払いが中止され、口座振替でのお支払い（後期高齢者医療保険料は 7 月から、国民健康保険税は 6 月から）に変更できます。

お支払いいただく保険料（税）の総額は特別徴収（年金天引き）とかわりません。

### 【ご注意ください】

1. お手続きに際しては、役場で手続きをされた後、口座振替をする金融機関等で口座振替依頼書の提出が必要となります。お手続きには、①振替口座の預金通帳、②通帳のお届け印、③後期高齢者医療保険証または国民健康保険証が必要です。
2. 口座振替に変更した場合、確定申告等で使用する社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、申告される方の所得税や町県民税が減額となる場合がありますので、ご注意ください。

**問合せ先** 保険環境課 医療介護保険係 ☎ 65-1097（※後期高齢者医療保険料について）  
税務課 税務係 ☎ 65-1076（※国民健康保険税について）